



日頃よりNOSAI事業にご理解ご協力を頂き、誠にありがとうございます。この度、継続更改日が近づいてまいりましたので、お知らせします。現在のご契約は、「自動継続特約」が付帯されており、内容変更・中止、建物共済加入資格（裏面参照）に変更の申し出がない場合には、下記の内容で契約が継続されます。

自動継続特約期間	～		継続更改	回目	申出期限
現証券番号	新責任開始日	新責任終了日	棟数	共済金額 (万円)	共済掛金等 (円)

## 継続内容

建物番号	用途	造	葺	建階	延面積 m <sup>2</sup>	共済種類	特約		てん補		有業期間	共済金額			掛 率 (対万)	共済 掛金等 円	建物所在地 ※1
							新価	臨時	小損害	基礎		門扉垣	家具	農機具			

※1 建物所在地については申込住所と異なる場合についてのみ記載しております。



重要

両面開きタイプのハガキです。両側をゆっくり開封して下さい。  
ご案内は内側にあります。

ご加入ありがとうございます。

内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

証券に記載された内容とお申込み内容が異なる場合は、当組合までご連絡ください。

## 組合員資格の確認について

建物共済の自動継続に際し、組合員資格（加入資格）の確認をお願いします。（組合員資格（加入資格）とは、「組合の区域内に住所を有し、建物を所有し農業に従事する者」と規定されています。）

- ①収入保険に加入している。
- ②水稲・麦を栽培している。
- ③養畜・養鶏・養蚕等を営んでいる。
- ④果樹作物を栽培している。
- ⑤畑作物（花卉を含む）を栽培している。
- ⑥園芸施設（ガラス室・ビニールハウス等）で、果樹・畑作物等を栽培している。
- ⑦露地野菜及び上記以外の作物を栽培している。
- ⑧他の団体等（農業法人など）で、農業に従事している。

※上記に該当する方が管理責任を負って管理している建物は建物共済に加入できます。

※ご不明な点などありましたら、最寄りの農業共済組合までお問い合わせください。

## お問い合わせは

西条支所 TEL(0897)55-2955 宇摩出張所 TEL(0896)75-1231  
 今治支所 TEL(0898)31-2800 周桑出張所 TEL(0898)64-2055  
 松山支所 TEL(089)941-4623 上浮穴出張所 TEL(0892)21-0442  
 伊予支所 TEL(089)982-0534 喜多出張所 TEL(0893)23-3222  
 西予支所 TEL(0894)62-2123 ハ幡浜出張所 TEL(0894)22-1449  
 宇和島支所 TEL(0895)49-5550 南宇和出張所 TEL(0895)72-0201  
 本 所 TEL(089)941-8135